

## 入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和5年6月23日

石巻市長 齋藤正美



記

### 1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 石巻市空家等実態調査及びシステム構築業務
- (2) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (3) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和6年12月25日まで
- (5) 入札方法 入札前資格審査型による。
- (6) 郵送・窓口への提出 郵便又は窓口持参により行います。（詳細は別紙「郵便入札の手続きの変更について」を参照のこと。）

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札公告日において、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。
  - ア 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿に登録され、宮城県内に本店、支店又は営業所を有する者
  - イ 「役務」の競争入札参加資格承認簿に登録され、参加希望業種が「調査集計—各種調査研究」又は「調査集計—その他の集計調査（空家に関連する内容）」のいずれかに登録され、かつ、「情報処理サービス—システム開発・保守」で登録されている者
  - ウ 平成25年度以降に、対象業務の類似業務（実態調査及びシステム構築ともに受託実績があること。）について地方公共団体等からの受託実績、かつ、履行完了実績を有すること。
- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
  - ア 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
  - イ 令第167条の4に該当する者
  - ウ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180

- 号) 第2条第1項に規定する指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までに規定する指名回避を受けている者
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- オ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- カ 石巻市入札契約に係る暴力団排除要綱(平成20年石巻市告示第268号)別表各号に規定する要件に該当する者
- キ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに不適當な相手方に該当するおそれがある者

### 3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札参加資格審査書類の提出	令和5年7月3日(月)正午 (郵便(一般書留又は書留に限る。) 又は窓口持参による。)	石巻市建設部住宅課 活用促進係
入札参加資格の審査結果の通知	令和5年7月5日(水)	ファクシミリ又は電子メールにより通知
入札書(見積内訳書を含む)提出期限	令和5年7月13日(木)午後5時 (郵便(一般書留又は書留に限る。) 又は窓口持参による。)	石巻市建設部住宅課 活用促進係
入札日(開札日)	令和5年7月14日(金)	石巻市建設部住宅課 活用促進係
仕様書等の閲覧	令和5年6月26日(月)から 令和5年7月13日(木)まで	石巻市建設部住宅課 活用促進係
仕様書等に対する質問の受付	令和5年6月28日(水)から 令和5年7月5日(水)正午まで 質問の受付方法:電子メール又はファクシミリにて受付	石巻市建設部住宅課 活用促進係
回答書の閲覧	令和5年7月7日(金)から 令和5年7月13日(木)まで ※ホームページ上で閲覧可	石巻市建設部住宅課 活用促進係

(注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例(平成17年石巻市条例第2号)に規定する休日は、仕様書の閲覧等を行うことはできない。

- 2 仕様書の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。
- 3 入札公告の開始日から仕様書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、仕様書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は、閲覧図書等で仕様書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書（見積内訳書を含む。）を提出すること。

#### 4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、以下の書類を郵送又は窓口持参により提出すること。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- (1) 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（様式第1号）
- (2) 平成25年度以降に、類似業務の受託実績を有することを説明する調書（別様式1）
- (3) 類似業務の内容が確認できる契約書・仕様書等の写し

#### 5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

なお、この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。

#### 6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

#### 7 入札の回数

- (1) 入札の回数は、初度の入札及び再度の入札を合わせ、2回を限度とし、入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約により契約を締結する。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札で無効となった場合も同様とする。

#### 8 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札前資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に

掲げる者のした入札は無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

## 9 落札者の決定等

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格以下の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

## 10 契約保証金に関する事項

契約保証金は、免除する。

## 11 その他

- (1) 落札者は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税事業者又は免税事業者であるかの届出書を速やかに提出すること。
- (2) 落札者は、この契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 上記(2)の規定による損害賠償金は、本市に生じた実際の損害額が上記(2)の規定による損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求することを妨げない。上記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が上記(2)の規定による損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (4) 石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）等関係法令遵守すること。

(<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/nyuusatukokoro190425.pdf>)

- (5) 詳細又は不明な点については、石巻市建設部住宅課活用促進係に照会のこと。

電話：0225-95-1111 内線 5555 FAX：0225-24-6858

E-mail：ishoadmin@city.ishinomaki.lg.jp